

苫小牧市庁舎壁面等広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市広告掲載要綱に定めるもののほか、苫小牧市役所本庁舎（以下「庁舎」という。）の壁面等に掲出する広告の募集及び掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出場所等)

第2条 市長は、庁舎壁面等で広告媒体として活用することが適当と認めるときは、広告掲出場所として指定するものとする。

2 前項の規定により指定した広告掲出場所に掲出する広告の規格、種類、枠数、掲出期間及びその他広告掲出に係る条件は、広告掲出場所ごとに市長が別に定める。

(広告掲出期間)

第3条 広告を掲出する期間は、1枠につき1か月を単位とし、第10条により市長が決定する。

2 広告掲出は、月初めを開始日とし、月末を終了日とする。ただし、当該日が市の休日の場合は、開始日は休日の翌日とし、終了日は休日の前日とする。

(広告取扱業者の委託)

第4条 市長は、広告主の募集及び選定、広告の制作等の業務を適当と認める事業者（以下「広告代理店」という。）に委託するものとする。

(行政財産の使用許可)

第5条 広告代理店は、あらかじめ市長から苫小牧市公有財産規則（昭和39年苫小牧市規則第33号）及び関連規定に基づく使用許可を、その期間について受けなければならない。ただし、市の業務として使用する場合は、この限りではない。

(広告掲出料等)

第6条 広告掲出料は、第4条の業務に要する経費及び類似広告の市場価格等を勘案し、市長と広告代理店との間で別に定めるものとする。

2 広告代理店は、前項の広告掲出料を市に納入しなければならない。

3 広告主は、この要綱とは別に、広告制作にかかる費用を負担しなければならない。

(広告掲出の申込者の資格)

第7条 広告掲出の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、市税等の滞納がない者でなければならない。

(広告掲出の申込み)

第8条 申込者は、広告代理店を経由して、苫小牧市庁舎壁面等広告掲出申込書（様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申込者が苫小牧市税条例（昭和25年条例第24号）第19条第1項各号に規定する者（同条第2項により法人とみなされる者を含む。）に該当しないときは、申込書の同意欄の記載に代えて、当該申込者が事務所又は事業所を有する市町村が発行する直近の市町村民税の納税証明書を市長に提出しなければならない。

(申込者の資格の審査)

第9条 市長は、第7条に規定する申込者の資格を審査するため、申込書及び納税証明書により申込者の納税状況の調査を行うことができる。

(広告掲出の決定等)

第10条 市長は、第8条による申込みがあったときは、速やかに広告掲出の可否を決定し、申込者に対してその結果を通知しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、苫小牧市庁舎壁面広告掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日改正)

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日改正)

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日改正)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。